

愛知県教育委員会
教育長 長谷川 洋 様

2020年度教科書展示会で回収される県民意見書に関する請願

2.4.7

請願第 4 号

請願者 三浦 明夫

Phone [REDACTED]

職務への精勤、ご苦労様です。

さて、貴職所管の小・中・高等・特別支援諸学校で使用される教科書の見本本の展示会の運営に関して、日本国憲法と請願法に基づいて、下記のとおり請願するとともに、貴職主宰教育委員会議での口頭陳述の機会を早期に求めます。

I 請願趣旨

教科書展示会場での県民の感想・意見書は教科書採択の大重要な資料のひとつです。

展示会場には、県民が見本本についての感想や意見等を記入する用紙が配置されています。この「感想・意見書」について、愛知県教委も、教科書採択資料として、次のように重視しています。

「義務教育課主査：国からも、教員や保護者等に教科書について広く知っていただけるよう努めることができます。そうした点から、県としましては、教科書展示会の期間を少しでも長く確保することや、市町の広報紙にて情報発信していただくなどして、積極的な広報に努めています。また、採択地区協議会においては、展示会場内の御意見箱に寄せられた県民の皆様の声を参考にしながら、協議がなされるよう指導・助言しているところです。ちなみに、前回採択替えのあった平成23年度[2011=中学校採択年度]、教科書展示会に訪れた方は、合計3,172名でした。そして、展示会場内に設置されたご意見箱に寄せられた御意見の数は765件あり[いずれの数値も名古屋市を含む一三浦]、参考にさせていただきました。愛知県教育委員会としましては、多くの方に、貴重な御意見をいただけたものととらえ、子どもたちの使用する教科書に関し、県民の皆様の意識が高まっているということを改めて、痛感いたしました。そして、投函された意見を採択地区協議会で取り上げていただくように依頼するなど、適切に対応させていただきました。(2013年4月23日 2013年第1回愛知県教科用図書選定審議会 議事概要)

教科書採択資料等の情報公開は市町教育委員会の努力義務です。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条は「市町村の教育委員会…は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」と規定しています。この点は毎年地教委に通知されている。2019年3月29日付文科省初中局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」で「(5)教科書採択に関する情報の公開について 教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会…に努力義務が課されているところであります、採択権者においては、より一層、採択結果 及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること」と要請しています。

しかし、県教委は、感想・意見書を開示せず、市町教委に対しても非公開を「指導・要請」しています。

非開示の「理由」は、①開示する前提で書いてもらったものではなく、開示すれば、②県民のプライバシーに抵触する可能性があり、また、③県民の率直な意見を聞くことができなくなり、④ひいては採択事務に支障が出る、というものです。ならば、「プライバシー」に配慮すれば、非開示理由はなくなります。

II 請願内容

1. 教科書展示会場で県民が教科書についての感想や意見等を記入する用紙に、次のような但し書きを入れてください。

「このご感想・意見等は、愛知県教育委員会が取得した行政文書となり、開示(公開)請求がある場合に、ご氏名を匿して(匿名で)開示しますが、よろしいでしょうか?(○を付けてください) → 同意する 同意しない」

2. 上記の感想・意見書の開示請求に対して、「同意」のあるものについては開示するとともに、県下の採択地区の採択協議会や市町教育委員会に開示・公開請求がなされた場合も、不開示・非公開の「指導」をしないようにしてください。

以上